

# 介護職による喀痰吸引等の 研修カリキュラムについて(総論)

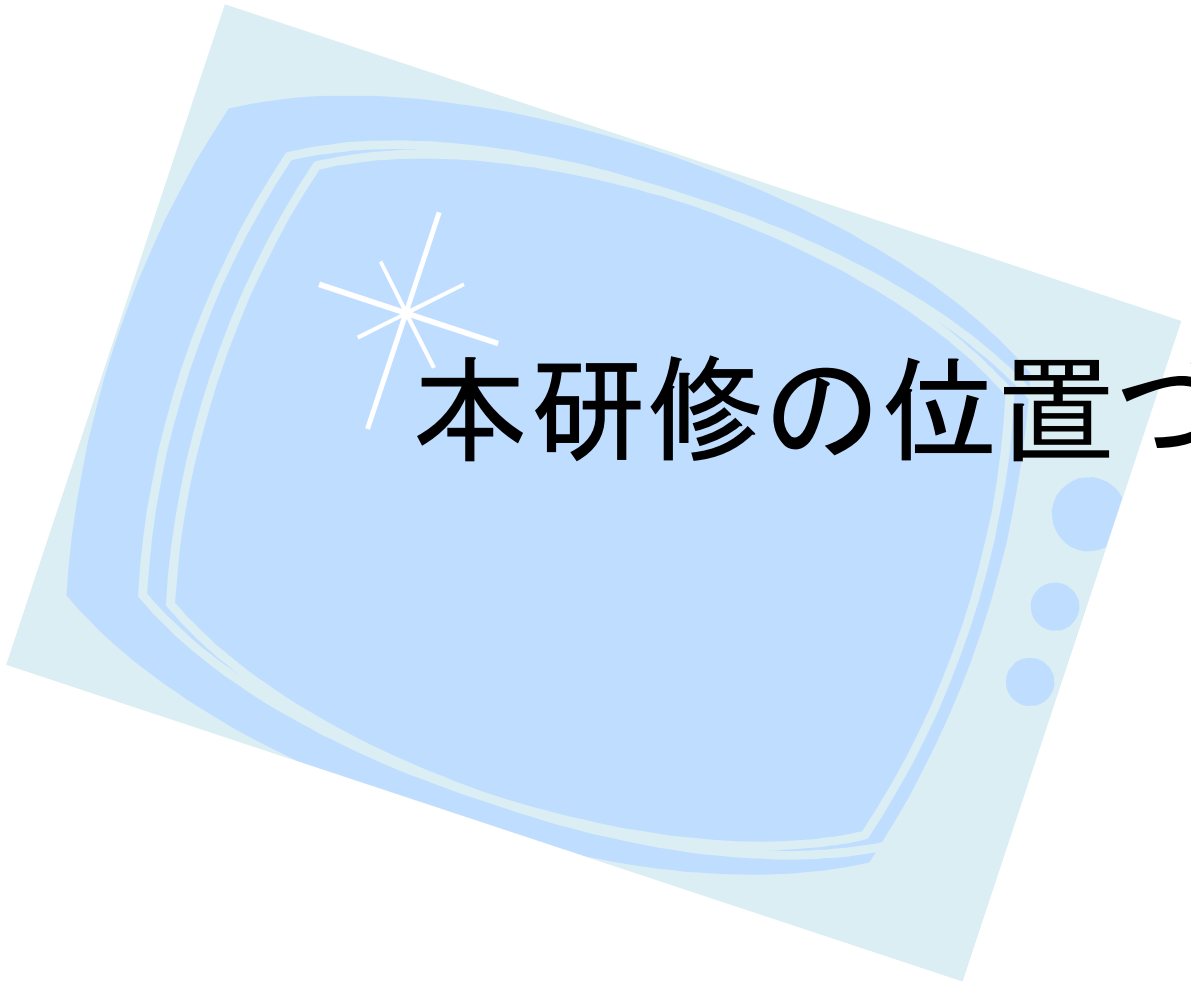
介護職員等が認定特定行為業務従事者認定証を得るための研修カリキュラム

聖隷クリストファー大学  
川村佐和子



# 目次

- ◆本研修の位置づけ
- ◆社会福祉士及び介護福祉士法の改正の背景
- ◆社会福祉士及び介護福祉士法の改正の概要と本研修
- ◆本研修の内容と評価法
- ◆介護職と看護職の役割分担と連携

A stylized graphic of a computer monitor in shades of blue, tilted slightly to the right. It features a white starburst icon in the upper left corner of the screen area and three small blue circles on the right side, representing buttons or indicators.

# 本研修の位置づけ

# 「喀痰吸引等制度」に関する研修事業について

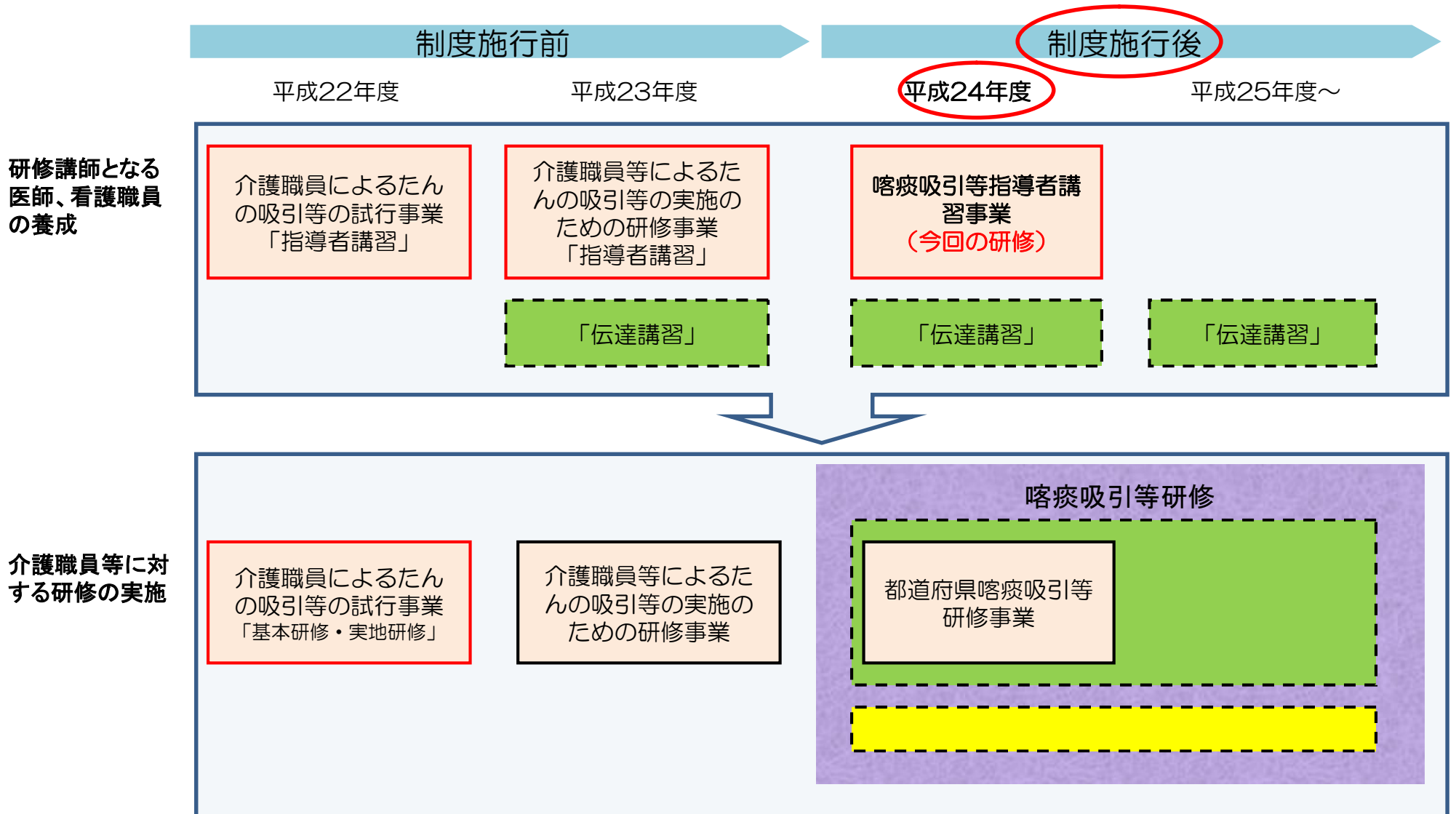
## 本研修の位置づけ

国が実施

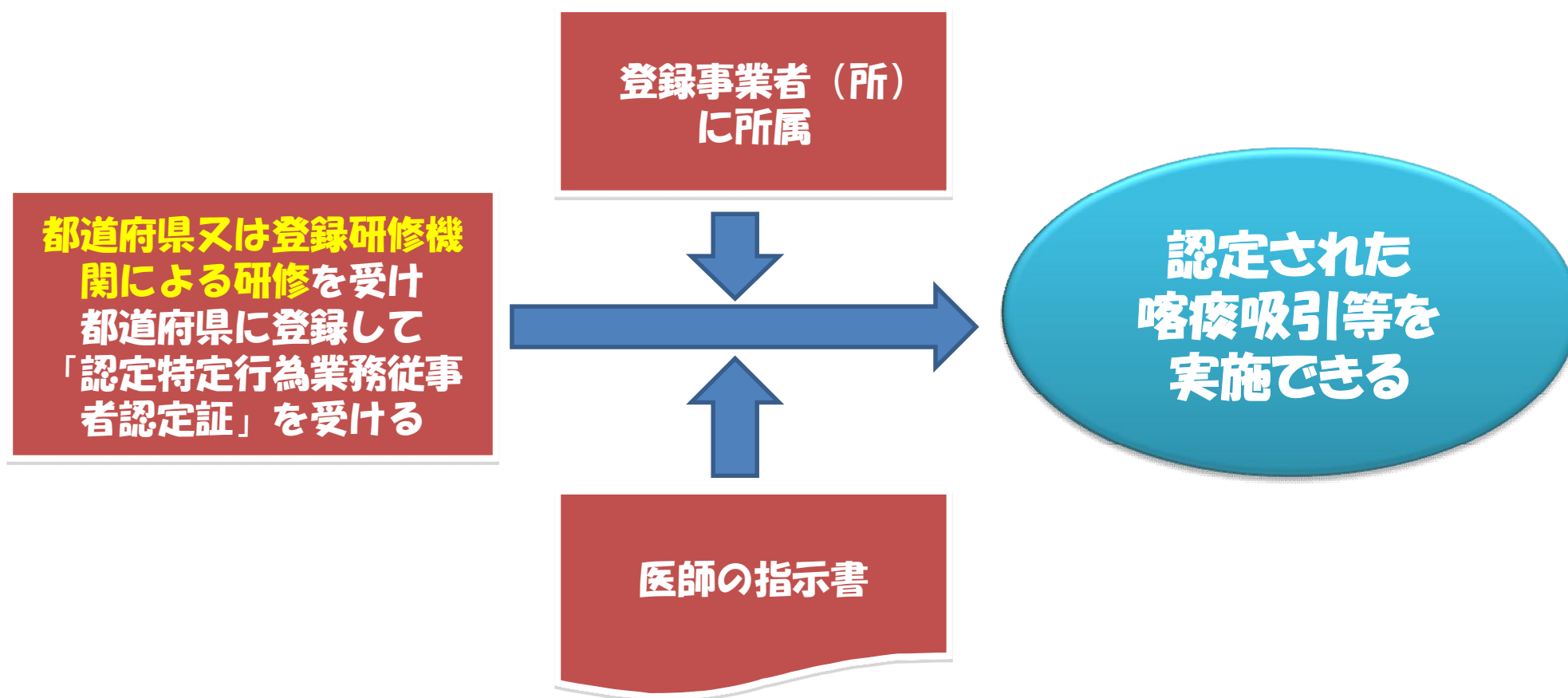
都道府県が実施（国庫補助）

都道府県が実施

登録研修機関が実施



# 介護職等による喀痰吸引等の実施



# 認定特定行為業務従事者認定証

様式4-1

認定特定行為業務従事者認定証  
(省令別表第一号、第二号研修修了者)

本籍地  
氏名  
生年月日

登録年月日  
登録番号  
特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法  
(昭和42年法律第20号)附則第3条に定める認定  
特定行為業務従事者であることを証明する。

年月日

△△△県知事 印

様式4-2

認定特定行為業務従事者認定証  
(省令別表第三号)

本籍地  
氏名  
生年月日

登録年月日  
登録番号  
対象者名  
特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法  
(昭和42年法律第20号)附則第3条に定める認定  
特定行為業務従事者であることを証明する。

年月日

△△△県知事 印

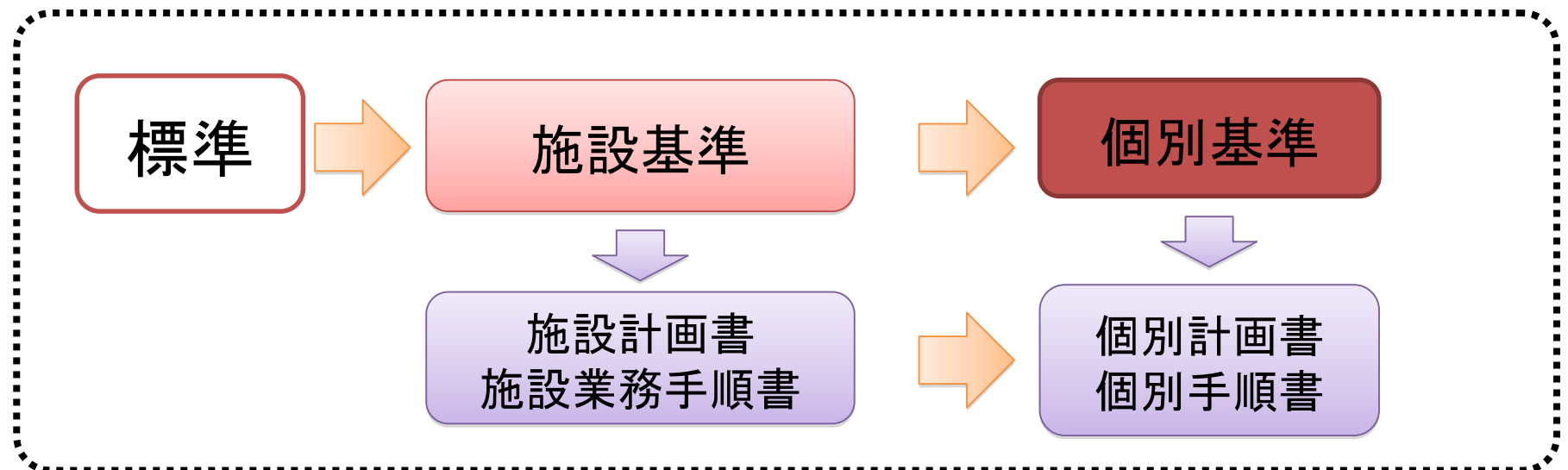
# 認定証[1・2・3号]の種類

本研修

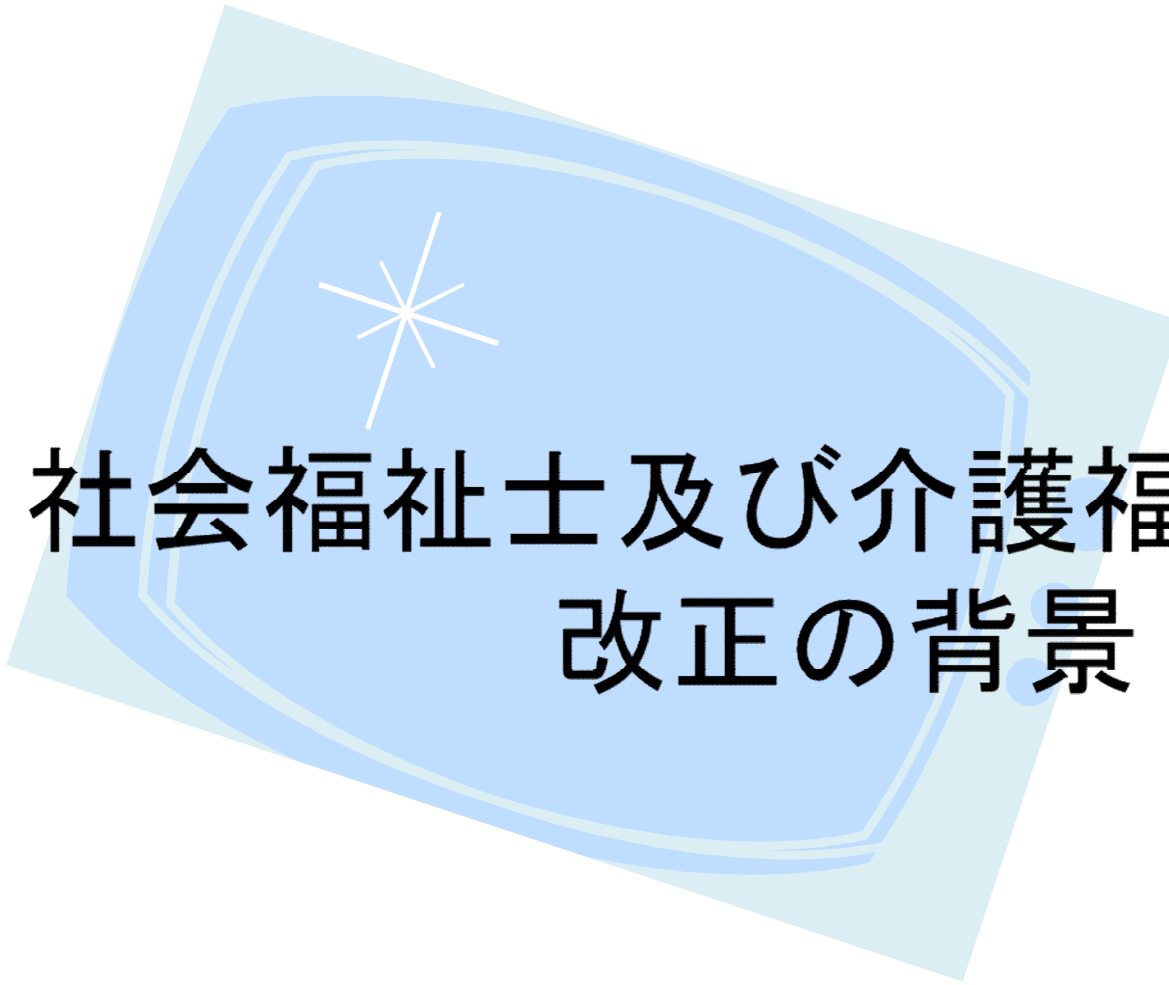
	対象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内	鼻腔内	気管カニューレ内部	胃ろう腸ろう	経鼻
1号	不特定多数	○	○	○	○	○
2号	不特定多数	○	○	×	○	×
3号	特定の者	特定の者に必要な行為（例：気管カニューレ内部の喀痰吸引）				

# 「講師・指導者」としての基本的要件

- 本講習修了者は講師・指導者である
- 法律・通知・標準などを正確に伝達する
- 根拠を伝える(意欲を高め、理解を深める)
- 客観的な(公平な)判断及び態度で接する
- 指導内容は標準的なものである。

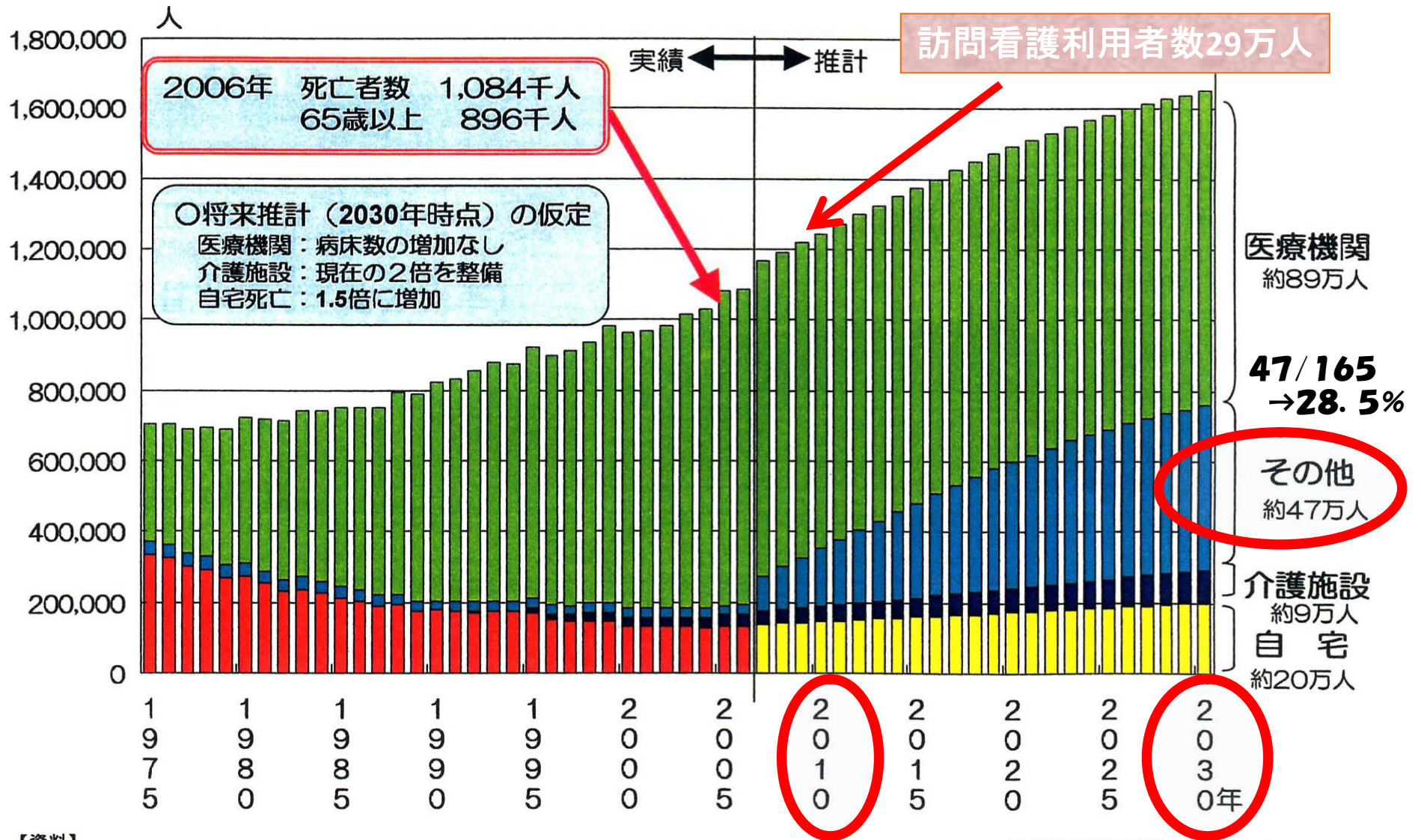






# 社会福祉士及び介護福祉士法の 改正の背景

# 高齢者のターミナルの場(予測)



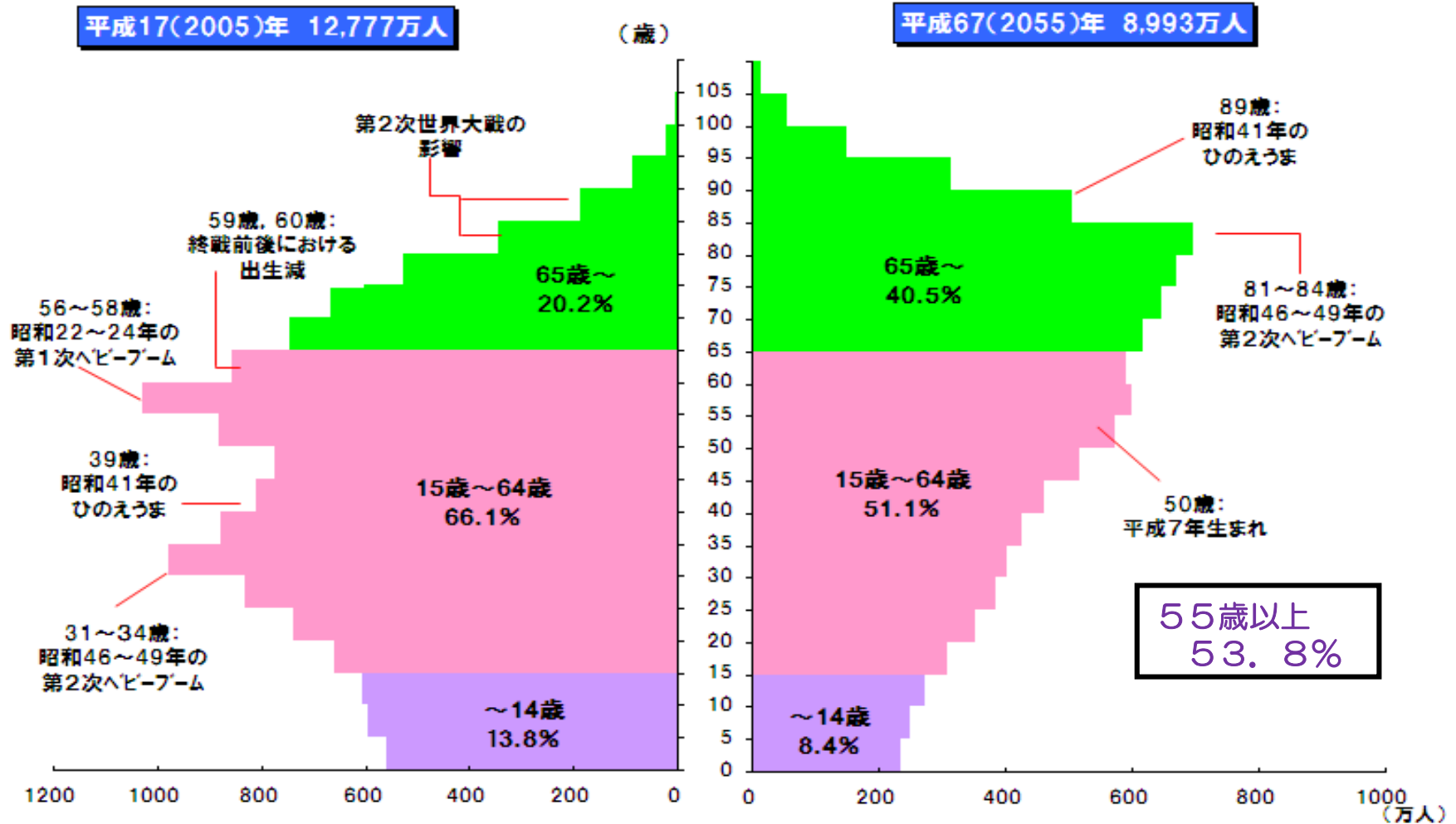
【資料】

2006年(平成18年)までの実績は厚生労働省「人口動態統計」  
2007年(平成19年)以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年度版)」から推定

※介護施設は老健、老人ホーム

# ケアする人材はどうか？

# 人口構成の変化



## 要望書 平成14年11月12日 日本ALS協会

ALS等の吸引を必要とする患者に 医師の指導を受けたヘルパー等 介護者が日常生活の場で吸引することを認めて下さい。

### 実質的違法性阻却通知

H15年7月 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」  
（医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知）

H16年10月 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」  
（医政発第1020008号厚生労働省医政局長通知）

H17年3月 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」  
（医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知）

H22年4月 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」  
（医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）

# 介護職等による実質的違法性阻却論によるたんの吸引等の実施

平成15年に実質的違法性阻却論により一定の条件の下に容認

- i) 療養環境の管理
- ii) 在宅患者の適切な医学的管理
- iii) 家族以外の者に対する教育
- iv) 患者との関係(同意書)
- v) 医師及び看護職員との連携による適正な  
たんの吸引の実施
- vi) 緊急時の連絡・支援体制の確保

## 介護職員等によるたんの吸引等のこれまでの取扱い（実質的違法性阻却）

		在宅(療養患者・障害者)	特別支援学校(児童生徒)	特別養護老人ホーム(高齢者)
対象範囲	たんの吸引	口腔内 ○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔 ○	○	×
		気管カニューレ内部 ○	×	×
	経管栄養	胃ろう ×	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう ×	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	×
		経鼻 ×	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	×
要件等	①本人との同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意(ヘルパー個人が同意)</li> <li>ホームヘルパー業務と位置づけられていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意</li> <li>主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意</li> </ul>
	②医療関係者による的確な医学的管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治医から看護師に対する書面による指示</li> <li>看護師の具体的指示の下で実施</li> <li>在校時は看護師が校内に常駐</li> <li>保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置医から看護職員に対する書面による指示</li> <li>看護職員の指示の下で実施</li> <li>配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備</li> </ul>
	③医行為の水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導</li> <li>かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師及び教員が研修を受講</li> <li>主治医による担当教員、実施範囲の特定</li> <li>マニュアルの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師及び介護職員が研修を受講</li> <li>配置医による担当介護職員・実施範囲の特定</li> <li>マニュアルの整備</li> </ul>
	④施設・地域の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置</li> <li>指示書、実施記録の作成・保管</li> <li>緊急時対応の手順、訓練の実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置</li> <li>指示書、実施記録の作成・保管</li> <li>緊急時対応の手順、訓練の実施 等</li> </ul>

## 平成23年度 介護サービスの基盤強化のための 介護保険法等の一部を改正する法律の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

- 1 医療と介護の連携の強化等
- 2 介護人材の確保とサービスの質の向上
  - ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- 3 高齢者の住まいの整備等
- 4 認知症対策の推進
- 5 保険者による主体的な取組の推進
- 6 保険料の上昇の緩和



# 社会福祉士及び介護福祉士法 の改正の概要と本研修



## 社会福祉士及び介護福祉士法の改正

### 第二条（略）

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

### 附則第三条

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。